

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定実施要領

山梨県森林整備生産事業協同組合
平成29年10月26日公表
(森整協第10-8号)
令和6年12月18日改正公表
(森整協第12-2号)

第一 目的

本実施要領は、山梨県森林整備生産事業協同組合（以下「森林整備組合」という。）が平成29年10月26日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 認定は森林整備組合の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を森林整備組合に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

1 森林整備組合は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会〔別表1〕を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 森林整備組合は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 森林整備組合は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を森林整備組合のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、森林整備組合へ報告する。
- 2 森林整備組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

森林整備組合は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、森林整備組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど森林整備組合に協力しなければならない。

森林整備組合は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 認定事業者の取消し

- 1 森林整備組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を森林整備組合のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 森林整備組合が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 森林整備組合は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を森林整備組合に提出しなければならない。

第十二 登録費用

第六及び第十一により認定事業者として登録または継続登録された事業者は、速やかに【別表2】に定める認定手数料及び維持運営費を森林整備組合に支払わなければならない。

附則 本実施要領は、平成29年10月26日から施行する。

附則 本実施要領は、令和6年12月18日から施行する。

【別記1】 (事業者認定申請書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る

事業者認定申請書 (新規)

令和 年 月 日

山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

印

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 創業年、従業員数： 創業年 年
従業員数 人
- 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量： (別添1：適宜作成)
- 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況： (別添2：適宜作成)
- 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）： (別添3)
- その他
 - 誓約書（別添4）
 - 資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。
 ISO JAS その他（ ）

【別記1ア】（事業者認定申請書（継続）の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る

事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

Ⓜ

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数： 創業年 年
従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添1：適宜作成）
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量：（別添5：適宜作成）
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添2：適宜作成）
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受け
る場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添3）
- 6 その他
 - ・誓約書（別添4）
 - ・資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。
 ISO JAS その他（ ）

【別記2】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

殿

山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、山梨県森林整備生産事業協同組合の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号： 山森整協第 号

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（間伐材等由来の木質バイオマス証明書の様式）

※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合

番号

令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

（販売先） 殿

認定番号： 山森整協第 号

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

（2）加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料使用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

（3）製品輸送区分

トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
輸送距離：10km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下 50km 以下
100km 以下 150km 以下 200km 以下 300km 以下

※ GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

（注） なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】（間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式）

令和 年 月 日

山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長 殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：山森整協第 号

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材
の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

1. 期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木（原料）入荷量	m ³
	チップ等出荷量	m ³

集計の都合により 1 m³=1tとしてご記入ください。

木質バイオマスの取扱実績がない場合は、合計数量の入荷量及び出荷量に 0 をご記入ください。

【別記5】（認定取消通知書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の
認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県森林整備生産事業協同組合
理事長

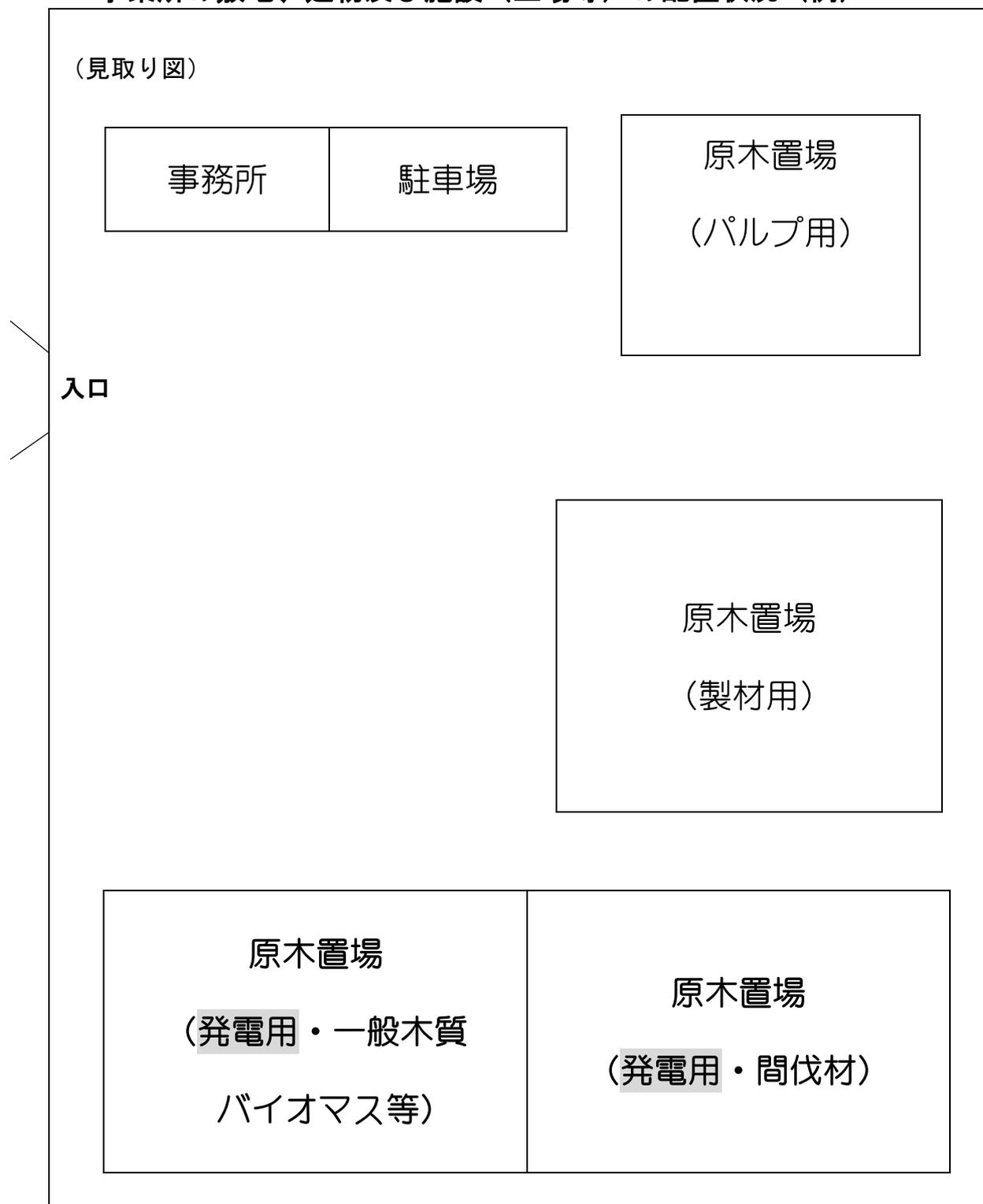
貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号： 山森整協第 号
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：

【別添2】 建物、施設の配置状況記入例

事業所の敷地、建物及び施設（土場等）の配置状況（例）



(注) 施設（敷地、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。
敷地規模が分かるように、寸法(m)、面積(m²)を記入してください。
敷地の概略が分かる写真を添付願います。

【別添3-1】

分別管理及び書類管理方針書

事業者の名称 _____
令和 年 月 日作成

本方針書は、山梨県森林整備生産事業協同組合（以下「森林整備組合」という。）が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年12月18日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社施設（土場）において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・原木及びチップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量及びチップ生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添3-2】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者の名称

令和 年 月 日作成

本方針書は、山梨県森林整備生産事業協同組合（以下「森林整備組合」という。）が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年12月18日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下「GHG 関連情報の管理等」という。）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社施設（土場）において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、を分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・原木及びチップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス

を原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、(4) に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量及びチップ生産量を実績報告(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添4】 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

山梨県森林整備生産事業協同組合
理 事 長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

⑩

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づく認定を受けるにあたって次の事項を誓約致します。

誓約事項

1. 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の定める諸規定の内容を了知し、これを遵守致します。
2. 前項の諸規定に違反したと山梨県森林整備生産事業協同組合が認めるときは、認定を取り消され、事業者名及び取り消し理由を公表されることに異議ありません。
3. 自らが発行した納品書又は証明書における間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別について消費者等との間で問題が生じた場合、自らの責任で全ての処理を行い、山梨県森林整備生産事業協同組合には一切ご迷惑をおかけいたしません。
4. 認定後は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の内容や、木質バイオマスの取扱実績量等、山梨県森林整備生産事業協同組合が木質バイオマス利用促進のために必要と認める情報を一般に公表することに異議ありません。

【別添5】 認定申請書（継続）添付資料

過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

（令和 年 月 日～令和 年 月 日）

事業者の名称： _____

区 分		単位	内 訳			参考 (調達価格)
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
原木の取扱実績量	原木(原料入荷量)					
	丸太出荷量					
	チップ出荷量					
	在 庫					
間伐材等 由来の木 質バイオ マス	間伐材					
	森林経営計画対象森林 からの木材					
	保安林からの木材					
	国有林野等からの木材					
	計					
一般木質 バイオマ ス	製材等残材					
	その他由来の証明が可 能な木材					
	計					
それ以外 の木質バ イオマス	建設資材廃棄物					
	その他					
	計					
合 計						

(注) 単位には、m³又はtで記入してください。

(注) 内訳のうち GHG 関連情報を伴うものがある場合は、下段括弧書きで記入してください。